



景観計画の基本的な構成と考え方、  
これまでの景観行政の取組み、  
浦添市の景観まちづくり計画について

## 景観計画とは

景観法に基づき、景観行政団体が景観行政を進めるうえでの基本的な計画

## 景観法の3つの特徴

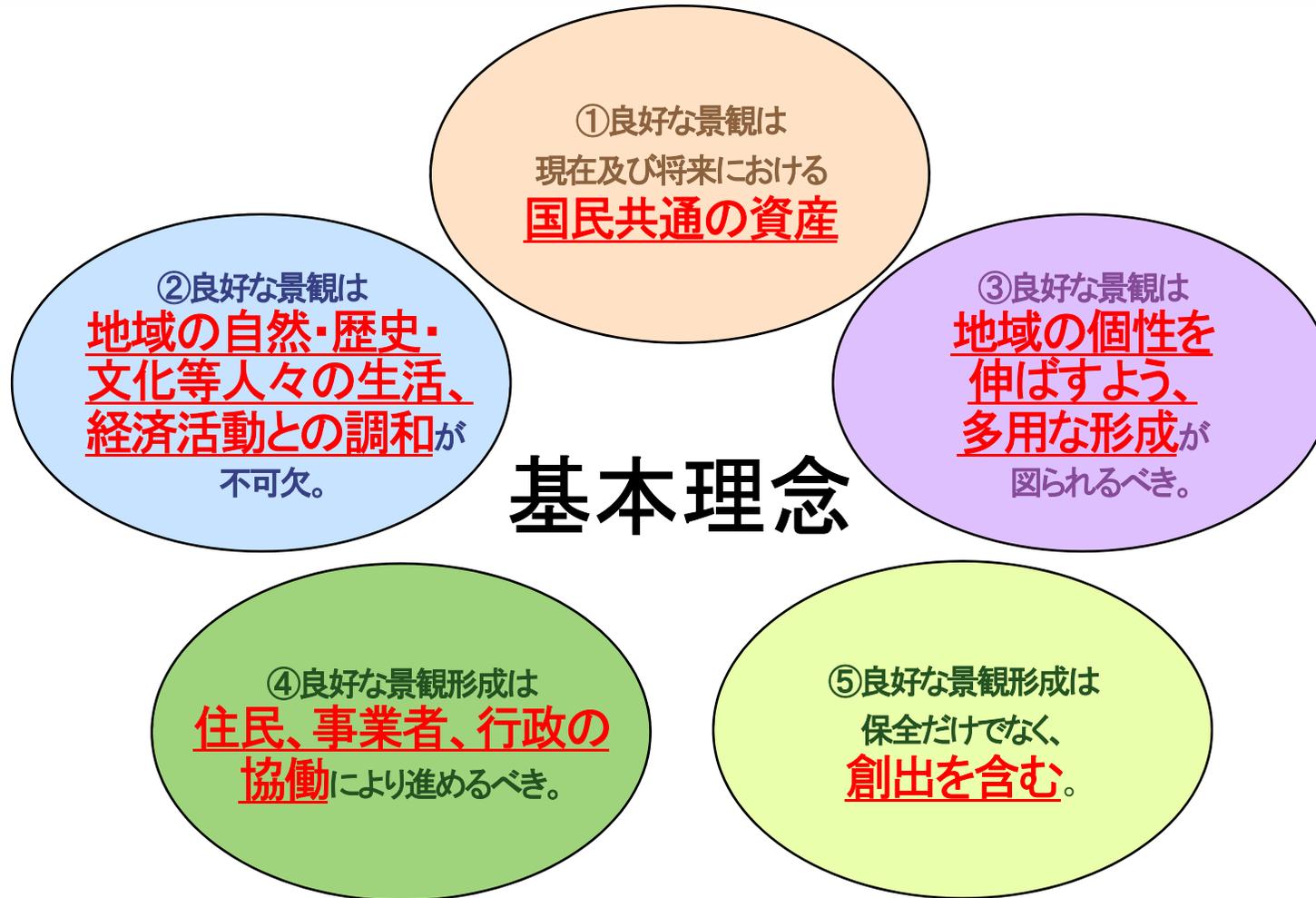
**基本理念を定めています。**

**関係者の責務を定めています。**

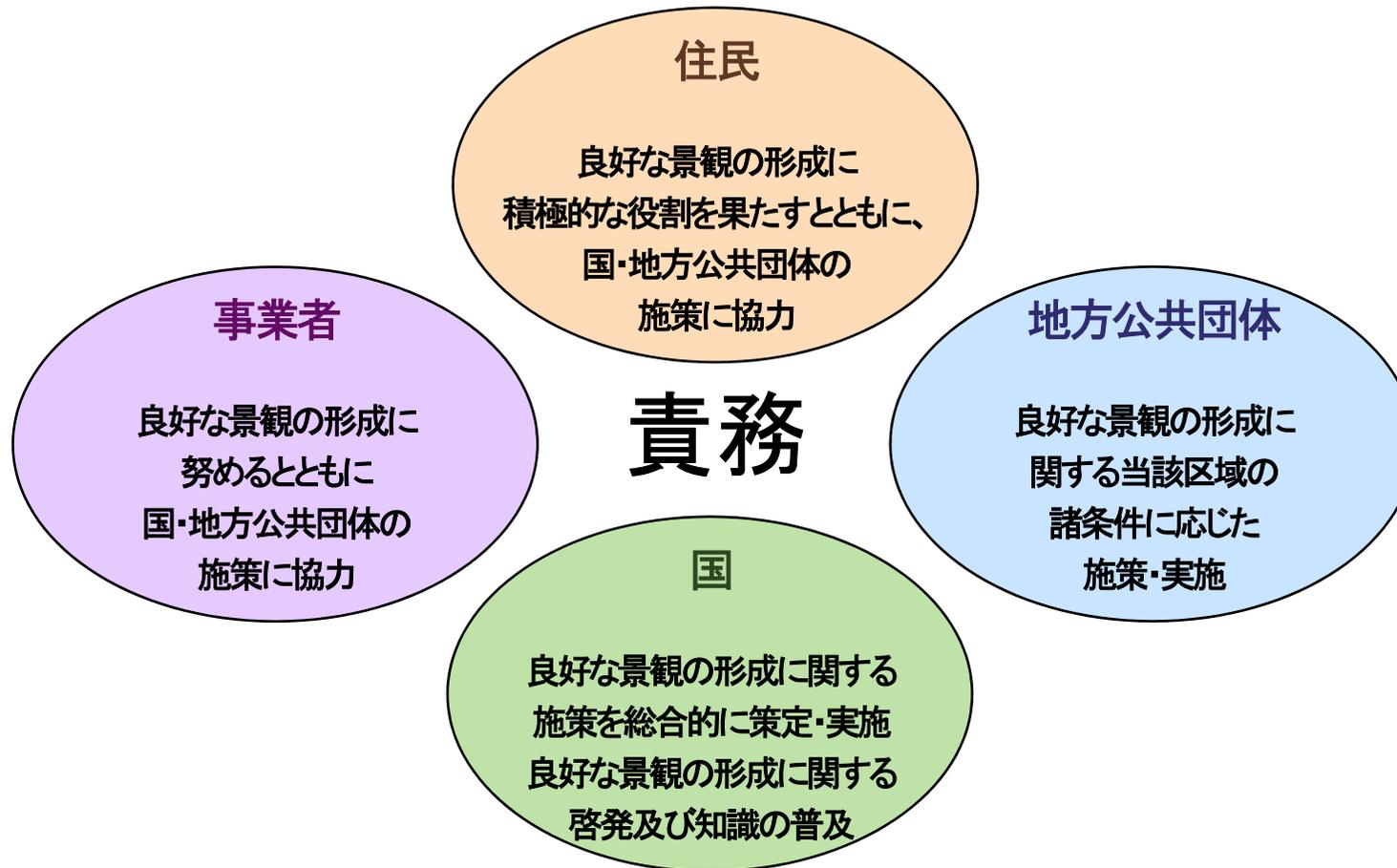
**地域の取組みを支える制度です。**

(※国が景観規制を全国一律で決めるわけではありません。)

特徴 1 : 基本理念を定めています (景観法第2条)



## 特徴2：関係者の責務を定めています (景観法第3条)



# 1. 景観計画の基本的な構成と考え方

## 特徴3：地域の取り組みを支える制度です



景観まちづくりの制度について(国土交通省)より

景観法に基づく景観計画は、地域の状況に応じて柔軟に設定でき、地域に密着した市町村が主体となって作成するものです。



## 1. 景観計画の基本的な構成と考え方

### 景観計画

景観行政団体が、景観行政を進める場として定める基本的な計画

- 景観行政団体が策定し、**区域や一定の行為に対する届出・勧告の基準を定める**
- 届出・勧告対象の行為は、**条例で付加・除外どちらも可能**
- 景観重要公共施設として道路や河川を位置づけ、景観に配慮した整備や景観の視点を加味した占用許可が可能

良好な景観の形成に関する事項を横断的かつ一体的に定めることが可能  
また、景観重要建造物、景観重要樹木、景観協議会、景観協定等の規制誘導の仕組み、  
住民参加の仕組み等の景観法に基づく措置は、景観計画区域を対象

## 景観計画に定める事項

### 必須事項

- 景観計画の区域
- 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
- 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針  
(当該景観計画区域内にこれらの指定の対象となる建造物又は樹木がある場合に限る。)

### 定めることが望ましい事項

- 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針

### 選択事項

- 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項
- 景観重要公共施設の整備に関する事項・占用等の基準
- 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項
- 自然公園法の許可の基準

## 2. これまでの景観行政の取組みについて

### 彫刻のある街づくり



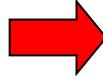
### 都市景観に関する表彰制度



## 2. これまでの景観行政の取組みについて

### まちづくりプラン賞

啓発広報の  
景観賞から



「広報啓発」と「活動支援策」としての  
まちづくりプラン賞



### 花と緑のまちづくりフェスタ事業



応募案



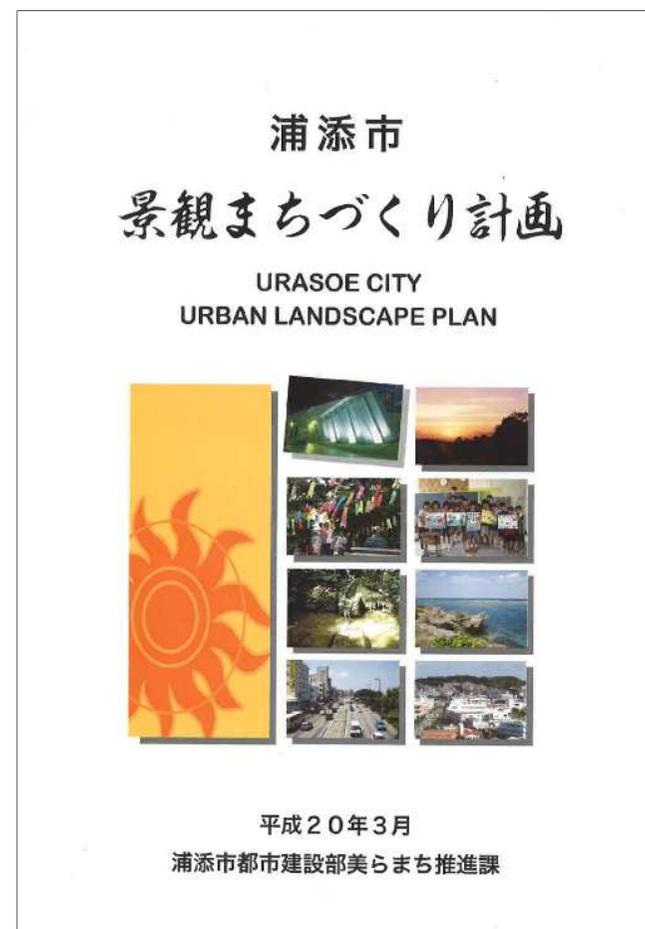
協働作業



整備後

#### 浦添市景観まちづくり計画

- ✓ 本市の景観形成に関する総合的な施策、市民・事業者・行政に共通する協働の指針としての位置づけ。
- ✓ 平成18年8月～平成19年5月  
浦添市景観まちづくり市民会議・関係団体意見交換
- ✓ 平成19年7月1日  
「浦添市景観まちづくり計画」告示  
「浦添市景観まちづくり条例」施行
- ✓ 平成20年4月1日  
「浦添市景観まちづくり計画」告示(重点地区の追加)



### 3. 浦添市の景観まちづくり計画について

本計画の策定にあたっては、広く市民等の意見を反映させるため、以下の検討組織の設置や意見交換会を実施し、協働による景観まちづくりの検討を重ねてきました。

取組	概要
①知事の承認を得て景観行政団体となる(平成18年10月4日)	平成18年8月29日 沖縄県知事同意 平成18年8月31日 景観行政団体となる告示
②浦添市景観まちづくり市民会議(平成18年8月～平成19年5月)	本市の景観まちづくりに関心のある一般市民と専門家で構成され、景観計画の案づくりをワークショップ及び検討会方式で行う。
③仲間地区まちづくり塾(平成18年10月～平成19年5月)	仲間地区住民と協働で、行為の制限に関する具体のルールづくりを行う。
④関係団体意見交換会(平成19年4月～5月)	景観計画に密接に関わる沖縄県建築士会浦添・西原支部と意見交換会を行う。
⑤素案の公告縦覧(平成19年4月～5月)	景観計画素案を市役所庁舎内及びインターネット上で公開し、広く一般市民、県民等の意見を聴取する。
⑥都市計画審議会(平成19年5月)	浦添市都市計画審議会に諮り、意見聴取を行う。
⑦計画の告示と条例の施行(平成19年7月1日)	「浦添市景観まちづくり計画」の告示と「浦添市景観まちづくり条例」を施行する。
⑧計画と条例に基づく行為の届出(平成20年1月4日)	「浦添市景観まちづくり計画」と「浦添市景観まちづくり条例」に基づく行為の届出が始まる。
⑨変更計画の公告縦覧(平成19年11月～12月)	仲間重点地区を組み込んだ変更計画案を市役所庁舎内及びインターネット上で公開し、広く一般市民、県民等の意見を聴取する。
⑩浦添市景観まちづくり審議会(平成19年12月26日)	仲間重点地区を組み込んだ変更計画案についての諮問、意見聴取を行う。
⑪浦添市議会(平成20年2月)	浦添市議会に仲間重点地区を指定を盛り込んだ浦添市景観まちづくり条例の追加・変更(案)を上程。
⑫計画の告示と条例の施行(平成20年7月予定)	浦添市全域を対象に仲間重点地区を組み込んだ「浦添市景観まちづくり計画」の告示と「浦添市景観まちづくり条例」の施行を行い、重点地区の行為の制限を始める。

#### 必須事項

- 景観計画の区域  
⇒市全域(地先公有水面を含む)
- 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

項目	景観形成基準
位置	・周辺の景観と調和し圧迫感を与えないような配置とする。
形態・意匠	・周辺の景観と調和し圧迫感を与えないような形態や色彩、意匠とする。 ・都市を貫く軸線地区では、通りの起伏等に配慮して、形態や色彩、意匠を工夫する。 ・緑の両翼地区では、高さ、規模、形態、色彩等を工夫し、風景を支配しないようにする。 ・歴史文化のよりどころ地区では、歴史的地区にふさわしい形態や色彩、意匠等となるよう工夫する。

#### 必須事項

#### ○ 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

項目	景観形成基準
色彩	<ul style="list-style-type: none"><li>・落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観えお調和した色彩とする。</li><li>・建築物の3階以上の外壁又は工作物の色は、着色していないコンクリート、金属、ガラス等は除き、明度8以上、彩度2以下の範囲の色彩とする。ただし、外観のアクセントとして着色する場合は、各壁面の10%以下においてその限りでない。</li></ul>
素材	<ul style="list-style-type: none"><li>・周辺景観と調和した、素材を使用する。</li><li>・赤瓦や琉球石灰岩など地域性をあらわす素材を効果的に活用する。特に、歴史文化のよりどころ地区では、歴史的地区にふさわしい素材の活用い心がけることとする。</li></ul>

#### 必須事項

#### ○ 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

項目	景観形成基準
緑化・垣・柵・塀	・原則として敷地面積の3%以上の緑地を設けることとし、間口の1/5以上を緑化するよう配置する。
その他	・屋外設備は、露出させないようにし、修景措置を講ずること。

#### 必須事項

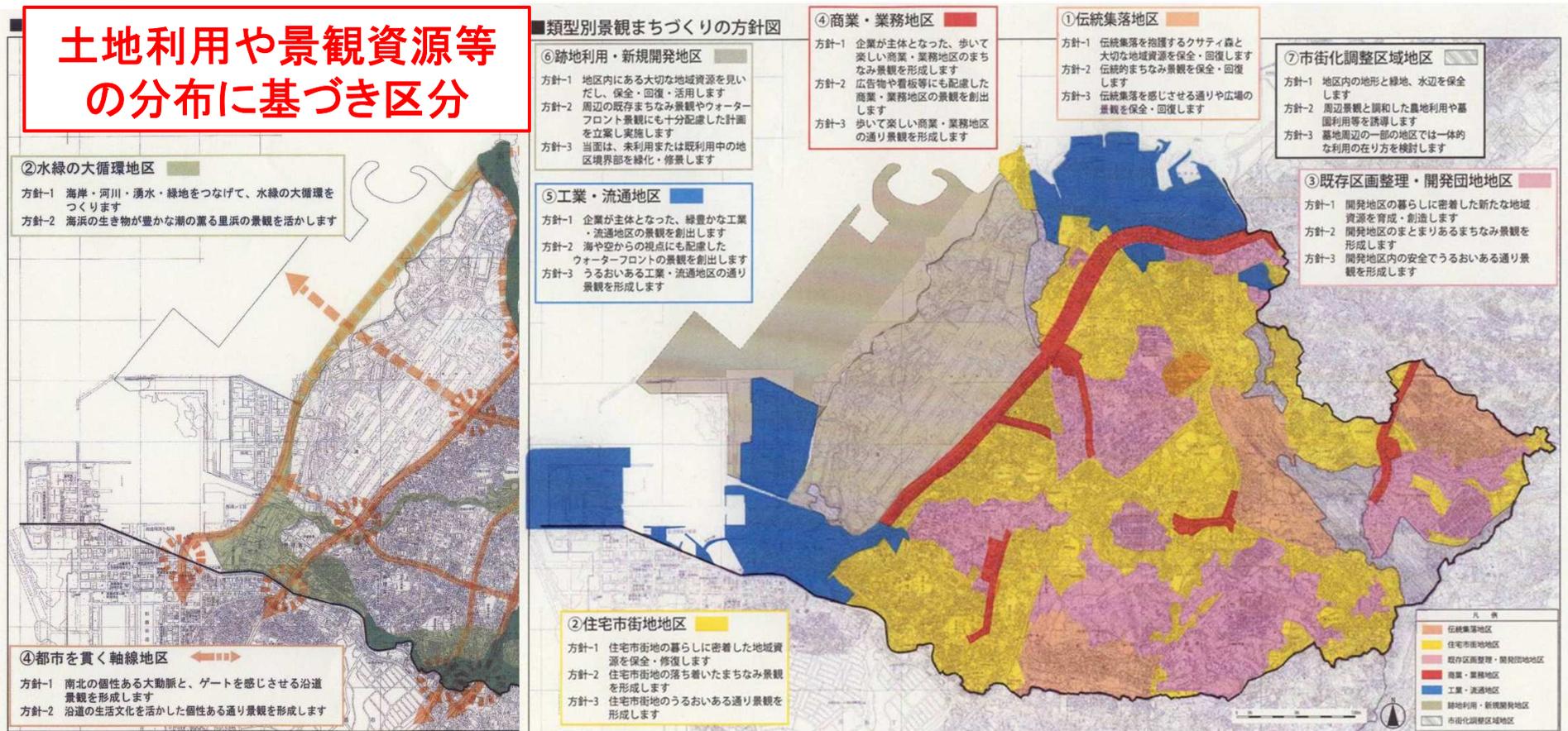
- 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針  
⇒以下の項目に当てはまるものについて、所有者の意見を聴取した上で、指定に努めます。
  - ア) シンボリック的存在
  - イ) 歴史上意味のあるもの
  - ウ) 信仰上意味のあるもの、
  - エ) 良好な風景が成立するために欠かせないもの
  - オ) 「登録文化財」に指定されたもの
  - カ) その他市民からの申し出によるもので、景観上重要であると客観的に判断できるもの

### 3. 浦添市の景観まちづくり計画について

#### 定めることが望ましい事項

- 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針  
⇒「骨格別景観まちづくりの方針」と「類型別景観まちづくりの方針」を設定

#### 土地利用や景観資源等の分布に基づき区分



### 3. 浦添市の景観まちづくり計画について

#### 選択事項

- 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項
- 景観重要公共施設の整備に関する事項・占用等の基準
- 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項
- 自然公園法の許可の基準  
(景観計画区域内に国立公園又は国定公園の区域が含まれる場合に限る。)



### 3. 浦添市の景観まちづくり計画について

#### 変更・追加が必要な項目

- ・景観計画区域における良好な景観形成に関する方針  
(本市社会基盤の変化による対応)
- ・屋外広告物の表示等  
(本市独自の基準、条例制定に向けた対応)
- ・景観重要公共施設に関する事項  
(整備に関する事項・占用に関する事項の追加)
- ・これまでに指定した地区(景観地区)及び、候補地域の表記  
(景観計画と、これまでの景観まちづくりに関する取組みとの整合)

#### 現計画の課題、変更・追加を検討する項目

- ・景観形成基準の色彩、緑化率の見直し(地区計画、緑マスとの整合)
- ・絶対高さの表記(浦添グスクへの景観保全のための高さ規制)
- ・景観届出物件の工事完了報告の提出(基準不適合物件に対する措置)
- ・広域的問題(他市町村に渡る敷地・建物に対する取扱いについて)